



Title	定時制高等学校の成立素描
Author(s)	田丸, 啓
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 85, 67-85
Issue Date	2002-03
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.85.67
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28846
Type	departmental bulletin paper
File Information	85_P67-85.pdf



定時制高等学校の成立素描

田 丸 啓

A Sketch in the Establishment of the Part-time High School System

Akira TAMARU

目 次

はじめに	67
第1章 教育刷新委員会と定時制高校	69
第1節 18歳までの普通教育は義務か	70
第2節 教刷委が描く定時制高校	72
第2章 文部行政にみる定時制高校	72
第1節 学校教育法制定過程での定時制高校	73
第2節 文部省文書等からみる定時制	74
第3章 定時制成立期の教育実態	77
第1節 都道府県の定時制施策と各地の対応	77
第2節 学校史からみる初期定時制高校の状況	81
まとめと今後の課題	83

はじめに

▽ここでの定時制とは：高等学校定時制課程（以下、定時制高校と略記）には、夜間制、季節制、昼間制などの課程があり、全日制、通信制課程とは区別された教育システムとして、小論ではまとめて「定時制」とする。

▽定時制高校の特徴と変容：全国における定時制高校の特徴は以下のようである。

定時制高校は生徒を「安心して受け入れてくれる何かがある」り、「息継ぎの場所」⁽¹⁾である。また、自分が最も生き生きできる場所⁽²⁾ともいえる。生徒の多くは人なつこく、友人を受け入れる雰囲気があるから、楽しい対話が成り立ち、少人数でも教室は賑やか⁽³⁾で、年齢、仕事、経験、学力はまちまちで、玉石混交、千差万別ではあっても、気持ちの上では年齢差は全くない⁽⁴⁾という。

他面、こうもとらえられる。家庭的、経済的事情で全日制高校に入学できず、働きながら定時制に通う生徒が主体で、中には身体や心理的理由などで不登校になったり、全日制の学校体制に適應できずに中退し、定時制を再出発の場としたりする。定時制は本音で話し合え、喜怒

哀楽をともにする「共生、共存」の学校である⁽⁵⁾。また、「マルチニーズに応える学校」⁽⁶⁾ともいえる。

「新制高等学校」として発足（1948年）してから50余年、定時制の学校体制も生徒の状況も大きく変わったところがある。社会の豊かさからか、かつて主流であった働きながら学ぼうとする意識の生徒は減った。1999年度の北海道高等学校長協会定通部の調査によれば、正規の就職は8%、パート、アルバイト31%、無職61%であり、その「入学目的」でも、高卒資格取得45%、自分のペースで勉強したい15%、仕事に必要な資格取得12%、上級学校進学11%となっていて⁽⁷⁾、かなり様変わりした。かつて「授業中止」（休講）になると不満を訴えた定時制生徒⁽⁸⁾は今ほとんどみられないという。以前の「勉学の間」は現在、単なる「居場所」に近い状態のところ⁽⁹⁾もある。

画一的、統制的な全日制になじめず、一日中校内に拘束されたくない若者の出現で、夜働く人のために設けられた昼間定時制課程が急増し、全国で135校（2000.5）に達し、校風が自由、科目の選択・3年卒業が可能という点で志望者が集中し、その倍率は福岡県で4.6、富山県で3.2⁽¹⁰⁾という。

一方、「仕事で人を生かす」という、全日制高校では考えられない価値が定時制高校にあるにもかかわらず、生徒数の減少と経済効率、「目新しい単位制高校設置のため」定時制高校の統廃合をすすめる国と多くの地方自治体がある。その結果、「労働を忌避し、無目的に生きる青少年を生み出す」⁽¹¹⁾ことになってしまう。勤労青年教育の本筋である定時制高校は、その発足当初に文教政策が約束した「増加拡大」とは逆の方向⁽¹²⁾をとっていいはずはない。

▽先行研究と小論の意図：高等学校教育制度の研究はかなり進んではいるが、私の知る限り、定時制関係のものはそれほど多くない。

①小塚三郎『夜学の歴史—日本近代夜間教育史論』東洋館出版社、1964＝夜間高校の成立と普及、夜学生活を中心とする。

②尾形利雄・長田三男『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房、1967＝勤労青少年教育の概況、定時制高校の変容と現状、夜間定時制高校生の生活実態、定時制高校と産学協同等を検討して、注目される。

③上田利男『増補版・夜学—こころ揺さぶる「学び」の系譜』人間の科学社、1999＝戦後にみる定時制高校の発展、定時制高校の衰退と新たな可能性を追求している。

④田丸啓「高等学校定時制教育振興策に関する検討」北海道大学教育学部『産業と教育』3号、1983.3.＝定通教育振興法中心の教育政策と制度を扱っている。

⑤大村恵「戦後改革における統一的青年期教育像の成立—高等学校定時制課程制度理念の形成過程」『教育学研究』56巻4号1989.12＝学校教育法制定時の新制高校制度の二重構造、定時制設立委における青年学校的定時制課程像の克服、「実施の手引」作成過程での夜間・定時制の統一などを、原資料にあたって検討していて、極めて示唆に富んでいる。

⑥三羽光彦「戦後日本の中等学校制度改革に関する研究—設置基準設定をめぐる論争を中心に—」『岐阜経済大学論集』24巻2,3号, 1990.9, 1990.12=文部省における立案過程の具体的検討作業を通して, 定時制高校がどう描かれているかにも論及している。

上記論稿の中で, 定時制高校成立過程に直接かかわるのは⑤と⑥に限られ, しかも, それらの検討は行政(文部省)サイドに力点が置かれている。私はその点をおさえた上で, 教育刷新委員会での審議ならびに, 各地の学校史等にもあたって, 定時制課程成立に関する先行研究の足りない面を少しでも補いたいとの意図から, ある考えで「論文」と「報告」の中間スタイルとしてこの小論をすすめようと思う。

〈注〉

- (1) 登尾明彦『湊川, 私の学校』草風館, 1999 p.75
- (2) 北海道新聞 1995.11.29
- (3) 北海道新聞 2000.4.24
- (4) 米田俊彦編『日本の教育課程 10・近代日本の形成と中等教育』東京法令 1997 p.364
- (5) 北海道定通教育を考える会『居場所みつけた』2000 p.27
- (6) 中日新聞 1999.1.17
- (7) 北海道新聞 2000.4.24
- (8) 篠原正瑛編「夜間学生の生活と意見」中央公論 775,
川守田正康『北斗の操学ばずや』旭図書刊行センター, 1999 pp.114-5
- (9) 八覚正大『夜光の時計』新読書社, 2000 p.4
- (10) 朝日新聞 2001.3.29
- (11) 南悟『ニッカボッカの歌』解放出版社, 2000 p.117
- (12) 宮原誠一・宮坂広作「青年期教育の歴史」岩波『現代教育学 16・青年の問題』1961 p.297

第1章 教育刷新委員会と定時制高校

戦後教育制度改革の初期基本構想は, 「米国教育使節団報告書」と「教育刷新委員会」(教刷新委)の建議に基づくと考えられる。『米国教育使節団報告書』(Report of The United States Education Mission To Japan) (1946.3.30.) は高等学校(Upper Secondary School)について

- ①無月謝で希望者全入 (free from tuition fees and open to all who desire to attend),
- ②なるべく男女共学 (co-education),
- ③職業課程 (home-making, agriculture, and trade and industrial education) と進学準備課程 (academic courses) の設置,
- ④大体において総合制 (comprehensive),

の4点を提言しているが, 定時制そのものにはふれていない。

前述の「米国教育使節団ニ協力スベキ日本側教育家委員会」を中心として組織された教育刷新委員会(1946.8.10)は, 「教育に関する重要事項の調査審議の結果」を総理大臣に報告し,

「教育に関する重要事項」を答申（同官制 1 条）する内閣直属の機関で、総会の外に 18 の特別委員会（特別委）が設定された（文部省『教育刷新審議会要覧』〈1952.6〉）。

高等学校に直接関わる特別委は第 2（下級学校体系に関する事項）と第 5（上級学校体系に関する事項）であり、わけても中等教育担当の第 2 特別委（2 特）が最も関係ある委員会である。本章では、その会議録（日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』主として第 6 巻、岩波書店、1997）を中心に、定時制高校像がどのようにつくられていったかを見ていくことにしよう。

「新制高等学校」（以下、高等学校または高校とする）については、2 特第 1 回（1946.10.3）以来論議されているが、その定時制高校論が煮詰まるのは 12 回（46.11.13）と 13 回（同 11.15）とみられる。

第 1 節 18 歳までの普通教育は義務か

まず、12 回での主要な論議を追ってみよう。「従来の青年学校が男子青年 18 歳まで義務制であったので、今後の高等学校もそれ以下にはすべきではない」、この点で委員の意見は一致する。

ところが、日本国憲法第 26 条 2 項の義務教育規定（「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」）との関係で、公民権を得るまでの教養は重要であるが、18 歳までの普通教育を義務制にできるか、できないかで意見は分かれる。「法律の定め」とは教育基本法（教基法）を指す。そこでは「九年の普通教育を受けさせる義務」と定められる予定であった。

委員たちは、学校教育法（学校法）に先行して定められる憲法の「普通教育」は当然、高等学校にも適用される筈という立場（城戸委員ら）と高校は普通教育と専門教育も施すのでパートタイムの普通教育だけを義務とするのはおかしい（戸田主査ら）という立場に分かれた。

前者は、専門教育も広い意味では普通教育に含まれると見るのに対し、後者は普通教育を狭義にとらえている外、「憲法以外に特別の法律で義務教育を規定できない」という文部省参事事務取扱田中二郎説に影響されてもいる。教育施設の用意なしに、国が義務を課することはできないという文部省担当官の発言も関係していると考えられる。

18 歳未満の青年にパートタイムの普通教育を義務づけるのが憲法上無理であるなら、労働基準法（労基法、1947 年法 49）の改正か、別に「勤労者教育法」をつくれればいい、雇用主が義務を負担するよう特に加え、生徒の最低出席時数を規定し、それ以上またはフルタイムで行く者は義務を除けばいい等と、幅がある。

これに対し、義務を法規的ではなく、実際にパートタイムの方でやるように、地方公共団体で段々に施設して行ったらどうかと、文部省係官（氏名不明）は助言してもいる。

佐野利器委員の発言が 2 特の意向を正直に伝える。

「何等かうまく表現して憲法の条章とぴったり合わなければならない。（略）今迄義務にやっていたものを今外すということはまことに惜しいことであり、（略）何等か表現を変えて憲法にも抵触しない。月謝も取れる。それで義務にしたい。こういうまことに虫のいい話であります……。」（6 巻 p.365）

次の 13 回会議でも同様な論議が繰り返された。関口泰委員の発言が全体の意向を反映してい

と思われる。

「教育を受けたい子女を保護する者や、勤労者を雇用する者が、その権利を妨げることをさせないような法律を作ることが必要であるとともに、公共団体は勤労青年の教育施設を、現在青年学校制度に依って与えられて居る状況以下にならないようにしなければならぬ。」（6巻 p. 386）

この「権利を妨げることをさせない」という消極的な考えは、「受けたくない子女」や全員に新たな「教育義務」を課すところの問題点を考慮したところから生じた。

憲法上の義務教育は「6・3」までで、勤労者教育法をつくり、「18歳までの青年男女は1年最低250時間以上の普通教育を受ける義務を有する」と規定すればよいとの意見（関口泰）が大方の支持を得、それにはフルタイム、パートタイムは問わない、限度以上は「有償として」よい（牛山栄治）ともいわれた。（労働調整法でできるとする理解困難な意見もあった。）牛山委員は、憲法が事実より先にできて、後から事実をはめて行かねばならない、労基法を改正し、厚生省がそれに見合う施策をとれば「潔くその点は憲法の条章に従って差支えない」とも述べている。

最終的には次のようにまとまる。（1946.12.27 第17回総会でそのまま採択されている。）

「中学校に続くべき教育機関の問題」

1. 3年制の高等学校を設ける、但し4年制のもの、5年制のもののあることは差支えない。
2. 右の高等学校には全日制のものと定日制のものとあること。
3. 右の高等学校は必ずしも男女共学でなくても宜い。
4. 右の高等学校は普通教育並に専門教育を行うものとする。
5. 男女18歳未満の者は1カ年一定時間の普通教育を受けるものとする。

（6巻 p.398）

18回委員会では第5特別委（5特）との調整結果が報告された。2特が積極的に「当然の義務」というのに対し、5特の意向は、出来るだけ義務制にしたいが、憲法の外、新たに義務付けることは無理がある、義務制に非常に近いもの（事実上の義務制）ができるように法的措置を講ずるのがよいというものであった。そこで、問題は次の2点に集約された。

① 18歳未満の青年が年何時間か教育を受けたいと望む場合、雇用者並に保護者はその権利行使を妨げてはならない。

② 教員給が問題で、設置命令が出ないと、市町村は教員給を渋る。それでは内容が充実せず、魅力ある学校にはならない。義務制の国民学校初等科と同じ扱いにしてもらうよう努力する（当然の義務という形にする）。

また、次の意見も注目される。普通教育は公民権を得る為に必要なもので、憲法上の生活権の要求から当然で、新しい意味での普通教育を施すことが大切であり、このような施策により、今の青年学校より完全な学校ができるだろう、そこに青年は行きたがる、それを妨げなければ、事実上は義務制と同じ効果をあげる（城戸、関口）という。法規命令でなく、普通教育必要論という与論が起こって、そうした学校を設置するのが「本場で、本体だ。」（戸田）という条理論も展開された。

城戸幡太郎委員は言う。国家が18歳迄の青年を教育する義務を負うべきだ。「憲法の条文が

どう斯うというのではなく、彼らにどう教育を積極的にやるか、教育的に組織することが必要だ。「教育を受ける権利は生徒にあってそれを受けさす義務は保護者にあって、設置する義務は国家になければならぬ……。」と。法規的規制などの現実を超越した教育論議に発展していった。

第2節 教刷委が描く定時制高校

前節でもふれたが、教刷委第2特別委員会の高校像は次のように言うことができる。

仮に高等学校と名付け、3年で、リベラルなもの、職業的なものが必要だが、それは併設でも、単独でもよい。パートタイムもフルタイムもある。それは従来のような狭い職人教育の学校であってはならない。18歳になるまで青年は国民生活に関連する視野と教養をもつことが求められる(9回, 46.11.1)と。

しかし、これが一度、「パートタイム普通教育の義務制」の問題に入ると、大勢は青年学校義務制論に傾いてしまう。それは既得権の確保につながる。戦時期にはじまった「青年学校就学義務」は軍事教育重視のため、男子青年に多く期待がかけられた結果である。戦後教育は青年学校と異なり、国家のためよりも、個人のためという発想が優先する。教育の義務制よりは権利制に立たなければならないだろう。「新制高等学校」も然りである。しかし、会議ではこの点があいまいになっている。

18歳までの全青年が普通教育を受けようにしたいという発想は重要であるが、それが青年学校の制度に引きづられたために、全青年を対象とした教育体制ではなく、勤労者優先の公立高校パートタイムシステムに限定され、「義務制、無償制」の点で、憲法、教基法との矛盾、財政の壁につき当たる。これを打開しようとして、教育関係法をあきらめ、労働法という特別立法を志向する。これによっても、雇用者はともかく、親に新たな教育義務を課すことは出来ないという点に気づく。最終的に、18歳までの青年に普通教育を強制するのではなく、「教育内容で惹き付けるように」すべきで(13回, 11.15 関口泰)、与論がおこってから法定する方がよく、「義務付けてかり集めて来るということは本体ではない」(18回, 12.6 戸田)という方向に落ちついたといえる。

教刷委の委員は38人(1946.8.10)で、第2特別委に所属する委員は12人、うち、初等・中等学校関係者は半数の6人(国民学校1, 青年学校2, 中学校2, 聾啞学校1)(前掲『会議録』13巻 pp.29-31)とみられる。半数は高等教育関係者等であり、2特の会議にこれら12人すべてが発言しているわけではないが、「会議録」を読む限り、委員たちの教育史、教育法規、あるいは法制一般、労働法規についての知識と理解は必ずしも十分であるとはいえないようである。そのためか、折角の発想を実現することができないことにもなってしまう。先記「普通教育の義務制」の問題の場合、「義務制にすることだけを決めて、技術的問題は当局でご考究を」(11回, 11.8. 牛山)というのはやむをえないが、今日から考えると問題の重要性に比して、委員の数と能力が不足していたのではないかと、惜しまれる。

教刷委がまとめた高校像はほとんど現実化したが、定時制高校に関する限り、「普通教育の義務制」に集中し、その論議が高校教育全般にわたらなかったように思われる。

第2章 文部行政にみる定時制高校

前述のように、教刷委の論議は高等学校、そして定時制高校の大枠を定めたが、「自主性、自

立性を保った」とする教刷委審議にも相当の影響を及ぼしたとみられる文部省は、教育内容も含めて、定時制高校の実現、具体化のために多くの方策をたてなければならなかった。

第1節 学校教育法制定過程での定時制高校

学校教育法（以下、学校法）の法案はその方面の研究（名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室・技術教育学研究室編『学校教育法成立史関係資料』〈1983.3〉）によると、8つの案がある。このうち、初期の2案には、「中等普通教育又は実業教育を施しその修業年限は三カ年とする」「上級中等学校」が規定されている。まだ、戦後の機会均等を目指す民主教育の意識は乏しく、戦前的色彩が濃厚である。「定時制」の規定が出てくるのは、教刷委2特13回委員会（1946.11.15）で、「高等学校制度の要綱五項目」（1章1節参照）が決定した後の3つ目の案「学校教育法要綱案」（1946.12.24）からである。それについて、関係部分をみよう。

「学校教育法要綱案」

51条（目的）高等学校は高等の普通教育並びに専門教育を完成することを以て目的とする

53条（組織その他）高等学校には夜間に於て授業を行ふ課程又は定時制の課程を置き若しくは之のみを置くことが出来る

55条（修業年限）高等学校の修業年限は三年とする但し四年又は五年とすることを妨げない

59条（就学）保護者は子女が中学校を卒業した日の翌日以後に於ける最初の学年の始めより満十八歳に達した日の属する学年の終り迄之を一年を通じて二百十時間以上、普通教育を高等学校又はこの高等学校に準ずる課程を有する盲学校、聾啞学校又は養護学校に就学させる義務を負ふ

（52条組織その他、54条専攻科、56条同年限、57条設備編成、58条入学資格は省略）

このうち、「目的」は「学校教育法案」（1947.1.15）で「高等普通教育及び専門教育を施す」と修正されて、現行制定法につながる。「組織その他」は⑧（最終案）「学校教育法案」（1947.3.7?）では「通常の課程の外、夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程を置くことができる」とされ、「修業年限」は特別の技能教育及び夜間、特別の時期・時間課程は「三年を超えるものとすることができる」（2月18日案から）と改訂された。

問題の「定時制高等学校学齢子女」にかかわる「教育義務」は、憲法、教基法の「義務教育」との関連からか、⑤「学校教育法案」（1947.1.14）以後削除される。

これらを通覧して気付くことがある。

（1）明治、大正期からの中等教育体系を総括した中等学校令（昭18、勅令36）以来の伝統である「通常の課程」（全日制）本体観が、この学校法でも引き継がれ、夜間課程及び定時制課程を「置くことができる」とされる。したがって、修業年限も「3年原則論」に立ち、「特別の技能教育」の4、5年制は殆ど実現せず、夜間、特別の時期、時間課程（定時制）のみ4、5年となる。もちろん、授業時数の差異から、夜間、定時制課程が全日制課程と同一教育水準を確保する意味から、4年ないし5年が必要とする理由づけ⁽¹⁾は肯定できるにしても、夜間、定時制課程の「例外的扱い」という点は変わらない。

(2) 1946 年までの「学校教育法要綱案」「学校教育法案要綱」には、公立定時制高校の経費、管理が「小学校規定の準用」とされ、「定時制高等学校教育委員会」(小学校規定準用)が別途設けられる構想であった。これは定時制高校と地域市町村との連携を強め、深めることにはつながるが、他方、「高等の普通教育並びに専門教育を完成する」高等学校の「本体」から区別する作用をすることになる。この構想は後に消えて、形の上では高校制度の完全な一要素となって安定していく。しかし、その根底には青年学校的意識を払拭できないところがあるように思われる。

(3)「満 18 歳未満の普通教育就学義務」が現行の学校法では削除されたことについては、憲法及び教基法との関係という法制的問題点の外に、当時の国家並びに地方自治体の財政力の貧弱さも関係している。現に、教刷委 2 特でもその点を認める発言があった。反面、「軍備がなくなった今日、それは全部教育に使って然るべきだ」「三度の飯を二度にしても教育しなければならぬ」という教刷委委員の声⁽²⁾もあったが、こうした理想論は厳しい社会情勢の前には後退を余儀なくされた。教刷委の意向が十分行政に反映できなかったことも一因と考えられる。

第 2 節 文部省文書等からみる定時制

1947 年に入り、文部省の高等学校設立計画は徐々にまとまり、全国の都道府県及び関係機関に伝えられていく。定時制高校の設立期を取り上げる本稿としては、初期の文部省通達及び文書を年代順に追う必要がある。

①「新学校制度実施準備に関する件」(発学 63, 1947.2.17 地方長官宛, 学校教育局) 『新学校制度実施準備の案内』

最も早く出された通達(正確には「通牒」)で、新制中学校と新制高等学校について、それぞれその概要を説明している。後者について、詳しくみよう。

高等学校には「多岐の課程」を置き、修業年限は原則 3 年、4、5 年も認める。「希望者全部の入学できることが理想であるから」、都道府県・市町村等はこの設置に「努力してほしい」と要請している。「義務制ではないが、将来は(略)無償とすることが望ましい」とする。昼間全日制と定時制があり、「この定時制の設置とともに、現在の青年学校本科は廃止される」。定時制と全日制は修業年限の外は、教員、程度、卒業資格において「原則的には」「同一規準」である。

男女共学は教育の機会均等をふまえ、地方の実情による、独立校舎を持ち、専任教職員を置くことを記している。その他、教科課程(別途発表予定)、実施時期にもふれている。

「新学校制度を実施するに当たり、(略)現在制度の学校に対して採られるべき措置」には次の記述がある。

「国家社会において勤労青年の持つ役割は極めて大きい。この勤労青年男女は、道義の確立と文化国家の建設に対して活動するための向学心に燃えているのである。これに应えて、勤労青年たちのために修学の途を開いて、各自の能力に応じて教育を受ける権利を行使する機会を与えることは極めて重要な事からである。よって、学校制度の改革もこの線に沿って行われるべ

きであり、青年教育が従来の青年学校の在り方とは一変した発展を遂げるように、国家及び公共団体が責任を持って活動しなければならない。この意味において、高等学校に置くべき定時制課程も、勤労青年教育のために極めて重要なものである。」(『近代日本教育制度史料』23巻、講談社、1957 p.260. 冊子 pp.26-27)

〔定時制は、修業年限以外は全日制と「原則的同一規準」というのは、「新制高等学校」創設にあたっての理念であり、望ましい方向を示しているが、教育内容を含めて、定時制はいくつかの点で、その後の施策で軽視ないし後まわしになっていく(後述)。また、「能力に応じて教育を受ける権利の行使」をこの段階で表明しているところに注目しておきたい。が、「青年学校の在り方とは一変した発展」がみられるようになるかどうか、重要な問題である。〕

②「新学制の実施について」(発学 375, 1947.9.5 官公私立高専校長宛, 学校教育局長)

「別紙・新学制の実施に関する方針」

二、新制高等学校の実施について

(二) 概ね従来の中等学校を無理なく新制高等学校に移行し得よう措置する。

(五) あまねく青年に高等学校教育を受ける機会を与えることが望ましいので、勤労青年のために夜間高等学校及び定時制高等学校を設置する。定時制高等学校は通常的高等学校又は中学校に併設する外従来の青年学校の施設等を充てることができる。

(『制度史料』23巻, pp.322-323)

〔「あまねく青年に」高校教育を受けさせるのは重要であるが、中学校への併置と青年学校施設の転用という施策になると、先の「全定同一規準」は大きく後退すると考えられる。定時制の質よりも量に重点がおかれているのだろうか。〕

③「新制高等学校実施準備に関する件」(発学 534, 1947.12.27 知事宛, 学校教育局長)

『新制高等学校実施の手引』

第一部 全日制課程について

第六 夜間課程について

夜間の課程は、分類上別に扱われているが本質的には、定時制と考えられるべきものである。夜間課程の修業年限は四年を基準とする。三年でやりたいという希望もあるが、昼間働いている生徒が毎晩勉学を続けるのであるから、その健康上からも無理のないようにして、本当の教育的成果をあげるためには、修学年限を三年にすることは望ましくない。

第二部 定時制課程について

第一 意義と基本方針

わが国にこれまでなかった全く新しい観点に立つ教育制度として、新学校教育制度の中でも、特に重要な意義をもつものであるから、これに関係ある者は、まず次に示す基本方針をよく理解して、その設立と運営について遺憾のないように準備をすすめることが必要である。

- 一. 教育の機会均等 (本文略)
- 二. 教育の対象 (略) 勤労青年男女はもちろん、職を持たずに家庭において新制高等学校程度の学問や技能を身につけたいと考えている者は、誰でも定時制の課程に学ぶことができる。
- 三. 地方の要求に適合すること (本文略)
- 四. 学校教育に魅力をもたせること (本文略)
- 五. 全日制の課程と同等であること (略) 全日制課程の教育と卒業資格が同じであるばかりでなく (略) 内容においても、それに劣らないものでなければならない。

第三 定時制課程の組織

(略—全日制と定時制併置の場合) 二つの課程の設置者及び校長は、もちろんそれぞれ同じ者でなければならない。この場合には、全日制の新制高等学校と定時制の新制高等学校とを同じ場所に併置したものではなくて、同じ一つの学校の二つの課程にすぎないのである。

第四 定時制課程の学科の種類

四. 全部の生徒が卒業する必要があること (略—週2, 3日の登校では85単位取得するには、5, 6年かそれ以上の年数を要する。また、卒業資格でなく一部の教科を学び教養を向上させたいと考える者も多く、それらの者は1年か2年で学校をやめてもよい。) 学校当局は、画一的に週または年当たりの出席時数をきめて、これを生徒におしつけるようなことをしてはならない。(略)

(『制度史料』23巻 pp.324-350, 冊子 pp.19-52)

(夜間課程と定時制課程を「本質的に」同一ととらえている点を確認できる。)

④「旧制中等学校夜間課程第一学年の存続について」

(発学 136, 1948.4.1. 知事宛, 学校教育局長)

(略) 昭和二十三年度においては旧制中等学校の夜間課程に限りその第一学年に生徒を入学(国民学校高等科修了者—注)させることができるものとし、満十四歳以上の者で(略)勤労しながら将来新制高等学校の定時制又は夜間の課程に進むことを希望する者の要望に応ずることとする。(略)(『制度史料』23巻, pp.369-7)〔従前の中等学校夜間課程は、高等小学校卒業または国民学校高等科修了を入学資格としているため、新学制に転換する時に、夜間課程在学者が、不利なく進級・進学ができるようにとの措置で、該当者に関する正確な数字はつかんでいないが、その当時としては極めて必要なことであった。もっとも、各地の現実がこの措置をとらせたとも考えられる。ここで省略した「高等学校施設基準」(省令1号)については後述する。〕

〈注〉

- (1) 夜間、定時制が全日制と同程度の教育を確保するためには、4年以上必要であるとの認識は別記『新制高等学校実施の手引』の「夜間課程について」でも述べられている。また、後年、「学校教育法の一部を改正する法律について」(1950.5.6 初中局長通達)の中で「しいて三年にすれば教育上、保健上、勤労青年のために憂うべき事態を生じ、かえって勤労青年に対し思わしくない結果を招き」、彼らを定時制から閉め出しかねないので、「一律に四年以上とする」と再確認している。なお、美術、音楽など特別の技能教育を施す場合

も、3年で正規の課程を修了させ、必要な時は専攻科に譲る、ともしている。

- (2) 教刷委2特第1回会議における関口泰委員並びに佐野利器委員の発言(1946.10.3)(前掲『会議録』第6巻 pp.191-2)である。

第3章 定時制成立期の教育実態

第1節 都道府県の定時制施策と各地の対応

まず、定時制教育史により、各地の実態をみていこう。

(1)長野県の定時制

県民の新教育によせる期待と要望の高まりがあり、市町村理事者・議会、県議会、新学制実施準備協議会、教職員組合、信濃教育会(とくに青年学校部会)の「熱意と活気にみちた研究・論議の高揚」がその後の運動を盛り上げた。「定時制高校設置促進のための陳情書」(1948)が県に提出され、前記・準備協議会が新制高校の分布・配置に取り込んだ。定時制進学希望調査、分校の設置主体、教員給の負担関係、独立校の設置・運営、定時制配置方法が研究された。

1948年1月20日、県新学制実施準備協議会が新制高校設置網を正式答申した。文部省の基本方針である「青年学校の揚棄」は県当局及び軍政部にも受け継がれ、青年学校の安易な移行措置に歯止めをかけた。しかし、旧青年学校生とその関係者による青年学校の定時制高校への昇格という非常に強い「下からの要望」と『実施の手引』による「上からの要請」との間にはさまれ、県当局は苦悩した。市町村当局も、青年学校教職員の大量失職を回避する必要上、「上からの要請」に容易に従うわけにいかなかった。1947年ころから、県下青年学校生徒連盟は新制高校の即時実施、市町村におけるパートタイム制高校とその義務制化などを軍政部と県に訴え続けた。軍政部教育課は47年4月、48年度に青年学校を廃止し、上級学校、パートタイム課程の開設を新聞に発表した。文部省の「暫定設置基準」による「1郡市中心校1.5校」に基づく中心校22校、1郡3分校をめぐる、県と市町村・県教組・信濃教育会との交渉が続き、48年2月、中心校35、分校105、計140校設置することに決定した。中心校は全日制に併置、分校設備費は地元負担、人件費は全額県費負担となる。

新制高校発足直前の決定である。全国に先がけて、長野県が定時制発足を急いだのは、

- ①全日制同様、授業時数の3分の2出席確保
- ②青年学校職員の不安動揺を解消し、定時制職員を確保する
- ③混乱、虚脱に陥っている青年に教育機会を均等に与え、希望の手をさしのべるためであった。

定時制教育に対する基本的な構想は「高校教育水準の維持向上」で、大衆化される考えではなかったとされながらも、同県の学校現場では、「廃止の運命にあった旧青年学校をそのまま定時制高校に引き直そうと考え」、「旧青年学校におけるものをさながらに生かしたにすぎないものが、大多数」であったから、定時制高校は大方「青年学校並みの姿、それに毛の生えた程度で発足した」と受けとられる場合が多かった。また、多くの分校は小・中学校の校舎・校具を借用し、実験・実習施設はなく、教育・学習は不如意であった。従って、定時制は小・中学にとっては「寄生木」、町村にとっては「私生児」で、県は定時制を「継子扱い」といわれる⁽¹⁾。

(2)大分県の定時制

大分県では、新制高校の通信教育は発足しても、定時制には手がつかなかった。「パートタイム」の教育内容（実体）、運営方法が不明（「五里霧中」）でも、知事への答申を「実施計画」と受け取り、予算措置、事務手続・発令も完了していないのに、1948年4月開校したところもあった。その答申を要約すると下記ようになる。

大分県教育振興協議会答申（1948.3.22）

1. 原則として県立学校を中心校にする。
2. 設置希望町村には調査の上認める。
3. 学校毎に志願者を調査し、学級編成が可能なら許可する。
4. 夜間定時制は旧制夜間中学昇格の外、地方の要望・必要に応じて認める。
5. 学科目は地域競合的設置をさける。
6. 通信教育は、大分中、中津高女を母校として実施する。

これに基づき、県内46カ所に分校が設置されることになっていた。調査と地元協議の結果、23校（答申の半分）が発足、それでも多すぎるという声があった。同県の場合も、施設費は地元負担、人件費は県負担である。「無から有を生み出すので「相当な混乱」はあり、早いもので6,7月、遅いものはその年の11,12月、27町村（設置希望76）に分校が設置された。3月30日の「新制高等学校設置方針」も前記答申にそっているが、「現有施設を活用する」「現有施設で教育可能なものを設置する」と、前記文部省通達「無理なく移行し得るよう措置」になっている。県知事自身もその告示（48.7.13学2804）で、「校舎施設の整備については地元の協力奉仕に待つところも多い」と県立高校への市町村の支援を要請した。

同県の「高等学校授業料等徴収方法について」（1949.1.24教委庶263）は次のようになっている。好きな科目を好きなだけ学んで学校をやめる方式として、文部省『実施の手引』で「全部の生徒が卒業する必要はないこと」に対応するように考えられている。

履修単位数及授業料額（1948.9.1実施）

週当時数	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-34
履修単位	4	8	12	16	20	24	28
授業料（円）	200	400	600	800	1,000	1,200	1,400

同県でも、定時制高校の校舎は青年学校や小学校の間借りで、準備不能で翌年繰り越しも珍しくなかった。生徒は青年学校の横すべりで、別科的な性格で、在学2年で卒業することもあった。初年度は、授業形態においては、青年学校的なもの、全日制的なものともまちまちで、「その日暮らしの授業」が続いていた⁽²⁾。ここでも、「青年学校の揚棄」はできなかったようである。

(3)東京都の定時制

1945年の秋、東京都の青年学校は「開店休業」の状態であった。そこで、青年学校長、教職員有志が中心になり、新日本青年振興全国協議大会（46.3.8～9）を開き、次の決議をし、CIE

並びに関係官庁に陳情した。

1. 学校教育制度革新に関する件。
2. 女子青年に対し男子と等しく義務教育を即時実施するの件。

これら青年学校関係者の運動は、勤労青年を中心とする義務教育の拡大、新制中学校の促進運動、定時制高校設置運動に発展した。47年4月、新制中学校に多くの仲間が移った青年学校教員たちは、定時制高校設置対策を進め、その年の12月、定時制独立校33、分校66の設置方を東京都新制高等学校準備委員会(1947.11.11設置)に要望した。複線型学校体系の下で戦前から差別教育を強いられてきた青年学校関係者の学制改革、教育の機会均等を求める声と動きは殊の外大きかった。

要望を受けた前記、準備委員会は知事に次の答申(48.2.2)をした。

- (1)新制高等学校は現在中等学校の昇格をもってあてる。
- (2)勤労青年の教育のため青年学校、夜間中等学校を定時制高等学校に統合する。
- (3)男女共学が望ましいが、その決定は学校や教育局の自主性にまかせる。

これに基づき、旧制夜間中等学校はそのまま公私立とも夜間課程として発足、公立併置校50、独立校3、私立64校となる。施設、設備、職員構成等「地方の水準に比べて、ひときわぬきんでていた」東京都でさえ、「予算がきまらないので四月下旬までに開校したい」(48.3.26教育局長)という状況だった。4月下旬、定時制は全日制に併置32校、独立定時制4校、青年学校を基盤とした分校21が設置される。初年度の定時制設置状況は次のようになっている。

▽夜間中等学校から定時制に移行 53校

▽新設された定時制及び分校 57校(うち分校22)

▽その後実施された学校 20校

で、「定時制」の半数以上が「新設」である。そのためか、「新制中学と同じ裸で生まれて来たも同様」ということになる。

東京都では、生徒の通勤通学を考慮して、定時制は全日制と違って、学区制をとらず、単独選抜とし、最初から男女共学、総合制を採った。

先にもふれたが、1950年に現行のように「定時制」と統一されるが、発足当時は夜間課程と定時制課程は区別されていたので、東京でも、夜間課程は既設校(旧制夜間中学校の後身)と生徒募集に難点をかかえる青年学校の流れをくむ定時制課程は新設校と色分けされた。夜間課程は夜間全日制(前掲『手引』参照)で、後者の定時制よりはレベルが高いという意識が強く、しばらくの間「都立〇〇高等学校夜間課程」という門標を掲げる学校もあった。修業年限は初めから「4年以上」と考えていた⁽³⁾。

(4)大阪府の定時制

大阪府の動きは遅かった。府教委は1948年7月23日、「定時制高校設置の打ち合わせ会議」を開き、17校の校長と定時制設置担当者に、「定時制課程設置要項案」を渡して説明した。府の予算は1,800万円、府教委の並々ならぬ抱負は示されたが、戦後の荒廃と物資欠乏の中、どうしたらよいか、関係者は「疑問と不安」に陥った。学校側の対応は、①大いに乗り気で分校までつくる、②他校の後からついていく日和見主義、③万事は主事(定時制運営の責任者)任せ、の三通りとなる。

新制高校が発足して4カ月、大阪でも「定時制」については理解されていなかった。「part time

の訳語で、あちら製のものらしい。生徒は毎日出席しなくてもよい、選択した学科だけを都合のよい時間に受講して、4年で卒業してもよく、5年かかっててもよい」と受け取っている程度だったので、府教委からもらった文部省発行の『実施の手引』と書店で購入した新制高校の解説書によって研究した。

8月19日、定時制主事会議で「生徒募集の件」が発表された。

①市内には夜間高校（除工業）があるので、定時制は主として郡部に設置する。

②今回は中心校（18校）だけ生徒募集し、漸次、分校（24校）に移る。

③生徒募集は8月25日から9月15日まで。

④入学考査（簡単な国・社）を実施する。

そこで、主事達は、定時制の趣旨の徹底、生徒募集方法で頭を悩まし、真剣で活発な論議をした。

募集締め切り（9月15日）になっても、「各校とも予期に反して志願者が集まら」ず、期間の短さの外、定時制に対する啓蒙不足による無理解、不安を主事らは認めた。募集200人に対して志願50人あったらいい方で、20人、10人という学校も「ざら」であった。布施高校では、200人に対し、18人の応募で、12人合格した。分校を増設するほど志望者があったのは例外で、多くは2次募集を行ったので、開校式は10月か11月にずれ込んだ。

府では年度途中からの開設のため、当初予算が計上してなく、各校とも不自由で、「全日制に頭を下げて校友会費を流用させてもらったり、需用費を分けてもらったり」しなければならなかった。12月23日の「定時制高校協議会」は府教委に対する「要求攻め」のようであった。毎月集まって定時制の運営を協議することから主事会が生まれ、その後、「定時制教育研究会」に引き継がれていく⁽⁴⁾。大阪府の定時制教育への動きは、「記念誌」でみる限り、他都県に比べて、おそく、しかも「上から」の要因が大きいと考えられる。

(5)北海道の定時制

北海道では、新教育の発足とともに、定時制教育の振興をはかるため、全道的に定時制高校の設置運動がおこった。これは道庁からも、道民からもはじめられた。道では、市町村には必ず一校を設置するようという事で、施設設備の貧弱のまま定時制は発足した。それは、各市町村の行政区画が非常に広いということから、生徒の通学に配慮して、「一町村一高校設置」を目途とする方針につながっている。

そのような主旨により、1948年度開設された定時制高校は104校、うち分校は44(42.3%)、翌49年度の新設は22校、うち分校は16(72.7%)で、分校の比重が高い。それだけに、施設設備の「貧弱」さ、教育内容の低さは否定できない。しかし、その内実は、全日昼間制、夜間制、季節制等多様で、勤労と就学の両面を実現させる各地域に適応した青年の「健全な育成」をはかる学校である。

北海道には戦前からの夜間中等学校は少なく、明治末年設立の区立函館工業(現、函館工高)から数えて僅かに16校、このすべてが新制高校の夜間課程に転換したが、残り88校は前記「新設校」であり、後の学校運営に大きな支障となる。「校舎が無い、施設、設備が無い。有るには有ってもごく間に合わせ的なものが多く、他の都府県よりは条件がよくなかった⁽⁵⁾。

例えば、道立士別高校では1948年4月、町立による夜間部1学級を併置したが、「家庭科の生徒は殆ど遠隔地からの通学であったため、校舎内に寄宿舎を設けよう」ということになり、

物資難の当時、3人の教員と公務補で10日間かけてその建物を自ら建てなければならなかった。「生徒募集にテクテク歩き廻った」り、「出張授業にがんばった」という。冬季間は幌馬櫓にゆられて3里も走り、泊まりがけだった⁽⁶⁾。(小稿「北海道の定通教育」『北海道高教組情報号外』1977.9.22も参照)

以上、5つの都道府県における定時制高校の成立事情を概観した。参照資料の関係で不統一のそしりは免れないけれども、①定時制に対する住民側の要求の強さ、②行政側の執行姿勢の良否、③「青年学校の揚棄」の難しさ、④小・中学校への依存、⑤高校教育普及に占める分校の重要性、等が認められよう。

第2節 学校史からみる初期定時制高校の状況

前節では、府県レベルの定時制高校成立期の施策とその状況を概説した。

この節では、学校レベルで、それがどのように反映し、実現したか、あるいは実現しなかったかを、前節でふれなかった地域の学校史を中心にいくつかの面からみていくことにしたい。

(1)貧弱な教育環境及び条件と関係者の努力

本州の中央に位置し、長い歴史を有する静岡高校の学校史を開くと、「定時制」編に、次のような「見出し」がでている⁽⁷⁾。おおよそ初期定時制高校の実情を伝えているように思われる。

「オンボロ校舎と停電」「すきま風と空腹と」「たった八名の第一回卒業生」「苦学する生徒達」等。しかし、もう少し、詳しくみておく必要があろう。

福岡県立若松高校には、1948年4月、夜間課程普通科と島郷分校昼間定時制(農閑期利用コース)が開設された。後者は全日制入試に失敗した者の受け皿ともなる。学校予算に占める私費(PTA、生徒会費)の割合が非常に大きく、規模、生徒達の少ない定時制は、どうしても大規模な全日制に頼らざるをえない状況だった。昼間定時制(季節制)はともかく、夜間課程では照明は「夜の太陽」と呼ばれ、何としてもその生命である。ところが最低の50ルクスにも届かず、お互いの顔も見えない状況を改善するために、「先生も生徒もローソク持参」した程である⁽⁸⁾。教室の照明は50ルクス以下、廊下は10以下、しかも冬の暖房もない学校は神奈川県でも同じである⁽⁹⁾。当時の電力事情は殊の外厳しく、よく停電したし、しない時でも「ローソク送電」といって、本を読むのに支障があり、「授業への支障は甚大」であった。これは府県の力で、ましてや学校の力で解決できる問題ではなかった。そうした状況の中でも、学習を続けたところに、初期定時制の活力がみられる。

校舎の増築工事に生徒や村民が労力奉仕をして、教育環境ないし条件を整えることは珍しいことでなく、時にはピアノ購入のために寄付集めにも歩き廻った。発足当時の北海道音威子府高校はその学校としての貧弱さの故に、「音威子府中学校付属高校」と呼ばれた⁽¹⁰⁾。

奈良県立奈良高等学校に定時制が併設されたのが1948年11月、普通、商業、電気、機械科の総合制で、県下最大の定時制だが、「毎日のように停電が続き、」ローソクの光で授業していた。ここの大柳生分校(1948年11月設立、農業科、家庭科)は小学校の仮校舎と裁縫学校を引きついだ青年学校の建物で、机、椅子のない状態で授業を開始した。初代分校主任によると、「学校予算は全然なく、用紙類は小中学校のを使」えたが、何も買えず、「開校式に貰った祝儀で謄写版を一つ買った」という。「職員室の一部を戸棚で仕切って小中学校と別居」状態にした。

もともと「貧弱な村の財政で建てた学校であり、中学校の付属物」くらいに考えていたようで、「予算の裏付のない」「無謀な」定時制分校の創設だった。こうした分校は、単位は認められるが、卒業証書はもらえない⁽¹¹⁾（中心校で最終学年の単位を取得しなければならない）不完全な高校であった。

(2)生徒募集の困難性と学校の対応

「新制高等学校」発足の1948年、福岡県には、夜間課程が16校、全日制併置の定時制（中心校）が54校、定時制独立校1校と分校12の計83校があり、生徒数は約2万人であった。

「定時制の歴史の一半は、生徒募集の歴史」ととらえる県立小倉南高校は、小倉地区定時制課程設置委員会の答申に基づき、1947年7月、農業関係の定時制（中心校昼間授業）として開校した。同時に分教場、続いて分校も設ける。その授業形態は、昼間部、夜間部、昼夜間部、二部制、三部制、前期・後期の二期制と多様で、その限りでは生徒及び「地方の要求に適合」（『実施の手引』）していることになるが、反面、学校の運営は厳しく、それ故に、生徒のニーズに沿いかねる面が多く、かえって志願生徒の減少につながっていく。同校では、午後4時間、週3日授業の前期課程を置き、分校では週1日（中学と併用校舎のため日曜だけ）8時間授業等様々な工夫をこらしたが、「いずれも大して魅力がなく、生徒は寥々たるものであった」。こうした状況を打開しようと、生徒募集に、中学校、会社工場、青年団、婦人会などを訪問したが、「学校自体に魅力のないことには、折角引っ張って来ても逃げてしまう」ので、施設設備の整備（当時実現は困難）と教育内容の改善をはかることにした。学校には園芸科と農村家庭科が設置されていたが、就職希望の生徒が大部分であったので、1950年、夜間普通科に転換したところ、それまで「本・分校一緒にしても四十名そこそこ」だったが、急に生徒が増加し⁽¹²⁾、募集の苦勞が少なくなった。吹雪について生徒募集にかけまわる⁽¹³⁾ことに比べたら、条件は緩和されるであろうが、教育要求の低い地域の定時制では募集の困難さはつきま続った。

(3)定時制をめぐる格差・対立の問題

これには三つの面がある。①定時制と全日制との関係、②夜間課程と定時制課程、③中心校と分校の問題である。

①全日制と定時制（全定）の格差・対立は全国的にみられ、ひとり成立時に限らない。長野県松本深志高校に、1948年5月、夜間課程（第3部、定時制）が設置された。これは松本市立夜間中学の後身で、校舎のガラスが壊れると、昼間（第1部、全日制）の先生から「夜の連中に違いない」と言われた。校長は北海道岩見沢東高のように全定の融和に努めたが、全日制では「両部の生徒は同一の入学審査を通過してきたのではないから全然同程度のものとはみなし難い」と考え、「別の学校を無理に合併させられたという感が全日制の方に残った」⁽¹⁴⁾という。現実には「同じ一つの学校の二つの課程にすぎない」（『実施の手引』）とはいかないのである。

②「他県を圧する勢いで定時制課程（高校）を発足させた」山形県には45校（併置27、独立18）と分校76が数えられる。その中心である山形一高（現、東高）にも定時制が併設された。山形中学夜間部を受け継ぐ同校夜間課程は、学校法の「夜間において授業を行う課程」で、新たに発足する「定時制とは一線を画するもの」とし、「夜間全日制と呼ぶべきだ」と言う。施設、教員、経営方針についての自負があった⁽¹⁵⁾。北海道でも、旭川東高校は旭川中学校夜間部が変ったので、夜間課程と位置づけ、札幌工業高校では、学校法で夜間課程と定時制課程が統一

されてからも、夜間部を「二部」と呼び、数年「定時制」とはいわなかった⁽¹⁶⁾。夜間課程への自負と誇りは強く、「定時制」に統一されるには、相当の日時を要することになる。

③については、改めて述べる必要もなからう。

<注>

- (1) 長野県高等学校長協会定通部会『長野県定通教育 20 年の歩み』1969 pp.7-43
- (2) 大分県定時制教育振興会『大分県高等学校定時制教育史の概況』1961 pp.4-12
大分県立上野丘高等学校『栄光の七十年』1955 も参照。
- (3) 二十周年記念会『東京都高等学校定時制通信制教育二十周年記念誌』1968 pp.17-37.
百年史編集委員会『府立四中・都立戸山高校百年史』百年周年記念事業実行委員会 1986 も参照。
- (4) 高等学校定時制通信制教育 20 周年大阪記念会『大阪定通教育二十年記念誌』1968 pp.46-50
- (5) 定通二十周年記念誌編集委員会『北海道定通教育二十年の歩み』同記念大会事務局 1968 pp.139-141
- (6) 北海道士別高等学校沿革史編集委員会『開校二十周年記念誌』開校二十周年記念事業協賛会 1961 pp.18-20
- (7) 静中静高百年史編集委員会『静中静高百年史下巻』静岡県立静岡高等学校同窓会、1978 pp.889-895
- (8) 六十年史編集委員会『福岡県立若松高等学校六十年史』同会 1975 pp.168-193
- (9) 編集委員会『フェニックスに聴く・小田原城内高等学校 PTA 史』同会 1987. pp.94-98.
八十周年記念協賛会『北海道旭川東高等学校開校八十年史』同校、1984 p.186
- (10) 村史編さん委員会『音威子府村史』同役場、1976 pp.600-601
- (11) 五十年史編集委員会『奈良県立奈良高等学校五十年史』1973 pp.192-207
- (12) 福岡県立小倉南高等学校『星霜・創立六十五周年史』1971 pp.66-77
- (13) 前掲『音威子府村史』p.601
- (14) 九十年史刊行委員会『長野県松本中学校・長野県松本深志高等学校九十年史』同校同窓会、1969 p.815,
なお『北海道岩見沢東高等学校五十年史』p.302 及び GHQ・CIE: Education in the New Japan, 1948 pp.224-225 も参照。
- (15) 校史編集委員会『(山形県立) 山形東高等学校百年史』同校、1987 pp.377-380
- (16) 前掲『北海道旭川東高等学校開校八十年史』p.186, 創立五十周年記念事業協賛会『札工五十年史』同会、1967 p.101, 大照完『新制高等学校の制度と教育』旺文社、1948 p.68 参照。

まとめと今後の課題

これまでの考察をしめくくるにあたり、残された若干の問題をとりあげられるとともに、今後の課題にふれておこう。

(1) 高等学校設置基準と分校

「高等学校設置基準」(1948 年省会 1 号)⁽¹⁾は高校を設置する場合の学科、編制、設備という外的物的条件を規定したもので、それは本質上「望ましい基準」ではなく、「充足すべき最低基準」⁽²⁾と考えられる。高等学校発足当時、予算と資材に乏しく、多数の学校を設置することは困難だった。そのため、当分の間、国は暫定基準で行くことにする。これは新設校には適用されないが、定時制には認められた。「金を使わず」、「無理なく移行」⁽³⁾するためである。直ちに、基準通りの高校を作ることはできないから、分校(主として定時制)制度によって、その不足、不備を補おうとしたものと考えられる。それ故、有資格教員の乏しい町村の定時制高校の成立をはかるために、設置基準の形式にとらわれることなく、勤労青年教育の中味と熱意で

運営すべきだとの意向が生まれる。「最も手軽に」「多数が就学」することが望ましい⁽⁴⁾ということになる。

この省令を定める時、文部省には二つの方針があったという。①旧制中等学校を基礎として高校を広く設置し(「特権を認める」)、その後質の向上をはかる、②新設する定時制は少数で質の充実したものを設置し、次に校数を増す⁽⁵⁾、というものであったが、「金を使わ」ないという現実路線に傾き、「少数高質」の定時制ではない方向に進んだとみることができるであろう。

(2)定時制高校と青年学校

従来の青年学校(1935年創設)の教育が生徒に魅力がなく、青年学校令による義務制で生徒は出席を強制されていた。学校教育法が制定され、高等学校が設置されることになってからも、その定時制へのつながりを求める声は、前述の教刷委をはじめ、各府県、各学校段階で多く聞かれた。他面、その反省に立ち、高校教育は戦時教育の青年学校とは違って、平和国家の建設に資する人材を養成するものだという理念から、学校教育の魅力と充実を目指す立場があった。

文部省内の定時制高等学校設立委員会の検討結果(1947.9.1)、学習時間の外は定時制は通常の課程と同一であるとの根本方針が確立したことにより、定時制は制度上、青年学校と無関係になった⁽⁶⁾が、これまでみてきた通り、施設設備、教職員等物的な面からも、関係者の意識の面からも、青年学校との連関は相当な年月続いてきたとみることができよう。もっとも、社会情勢がよくなれば、「定時制高校における普通教育を義務制とすることが望ましい」⁽⁷⁾という主張は21世紀の今日はほとんどみられないものと思われる。

(3)今後の課題

定時制の生徒は最も多い1953年当時、57万人で全高校生に占める割合は22.7%であったが、2000年には11万人(2.6%)に減少した。「無から有を生み出す」とされたこの制度に、どのような原因、問題点があるか、その原点にさか上って検討しようと考えた。しかし、本稿では、統計的手法は用いなかったし、定時制の中でも、夜間課程に偏ったきらいがある。そのため、「定時制高校の成立」といっても、ある地域の一面を採ったに過ぎない。

今後は、しっかりした問題意識を持って、広範な定時制教育史及び各学校史を調査、検討し、日本の社会における「勤労青年教育の本筋」といわれてきた定時制高校の特質と意味を、制度論的に探求していかなければならない。「民主主義教育制度は生徒・児童の素質や能力に差異のあることをみとめ、彼等の個性に応じた教育をほどこそう」⁽⁸⁾とするものであり、生徒の意見をなお一層取り入れていく必要を感じている。

<注>

- (1) 前掲、大村恵論文並びに三羽光彦論文が、この基準の成立過程及びその役割等について、理論的に検討している。
- (2) 平原春好『学校教育法』エイデル研究所、1978 pp.107-108
- (3) 前掲、大照完 pp.143-144
- (4) 七沢甚喜「定時制高等学校の教育とその経営」文部省担当官共著『新制高等学校の教育』尚学社、1948 pp.177-179
- (5) 前掲、大照完 pp.135-136
- (6) 前掲、大照完 pp.67. なお、青年学校と新制中学校との関係については、赤塚康雄『新制中学校成立史研

究』明治図書，1978 が詳しい。

(7) 内藤誉三郎『学校教育法解説』ひかり出版社，1947 p.72

(8) 大西正道『教育復興 働く者の，働く者による，働く者のための』週刊教育新聞社，1948 p.58，高校通信教育が1948年当時，文部省に「もて余」され，「ままっ子扱いを受けてい」た（『高等学校通信教育五十年のあゆみ』p.13）が，定時制もそれに似ていた。しかし，「雑草のように踏まれてもにじられても根強く成長を続けてきた」（『小倉南』p.66）定時制高校をここであらためて見直す必要（椎口育郎「定時制高校の可能性とは何か」『教育解放通信』16号参照）がある。

[付記]

小出達夫教授が近年，定時制高等学校を研究の対象に加えられたようなので，ご指導下さった先生との接点を求めて，私もあらい定時制高校のスケッチを試みました。（2001.11.11）